

農業用ため池における洪水調節対策に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と 川島東土地改良区（以下「乙」という。）は、乙の管理する農業用ため池（以下「ため池」という。）における洪水調節対策について次のとおり協定を締結する。

（所在）

第1条 ため池の所在については、次のとおりとする。

名称	位置
大正池	吉野川市川島町棄村字新池尻 562 番 2 外
古池	吉野川市川島町棄村字新池尻 605 番 外
平倉池	吉野川市川島町山田字湯吸 5 番 3 外
塚池	吉野川市川島町山田字平倉 3 番 1 外
古志田池	吉野川市川島町山田字平倉 116 番 外

（目的）

第2条 台風及び水害又はこれに類する災害発生が予想される前に、ため池の水位調節を行うことにより、飯尾川上流域の内水氾濫を軽減し、防災・減災対策の強化を図り、吉野川水系流域治水プロジェクトの一翼を担う。

（洪水調節体制）

第3条 甲及び乙は、次の各号に該当する場合において、洪水調節体制をとるものとする。

- (1) 甲乙両者間の協議により、ため池における利水減少時期であると認めたとき。
- (2) その他洪水発生が予想されるとき。

（洪水調節体制における処置）

第4条 甲は、前条の規定による洪水調節体制をとったときは、関係者に連絡して、それぞれの担当部署に配置し、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 関係気象台、河川管理者、地元消防団（水防団）、その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集等を緊密に行う。
- (2) 乙に対して、ため池の水位及びため池周辺の状況の観察を指示する。

（洪水調節能力の確保）

第5条 乙は、甲の指示に従い、洪水調節体制において一定の条件を満たした場合に、ため池の洪水調節能力を確保するため、乙が管理するため池の水位調節操作を実施するものとする。

2 前項に規定する水位調節操作の手順については、あらかじめ策定した洪水調節マニュアルに基づいて行うものとする。

（洪水調節体制の解除）

第6条 甲及び乙は、両者間の協議により、ため池の水位が目標水位に到達したと認めたときは、洪水調節体制を解除するものとする。

2 前項に規定する解除を行う場合は、前条第2項の規定を準用するものとする。

（安全管理）

第7条 乙は、洪水調節体制時においては、善良なる管理者の注意をもって事故等の発生防止に努めるものとする。

（管理負担金）

第8条 甲は、洪水調節体制における管理負担金として金350,000円を、この協定の期間満了までに乙に支払うものとする。

（給水に係る経費）

第9条 乙は、第5条に規定する水位調節により、ため池における利水利用時期において必要な水量が不足したことに伴う給水を行った場合、その給水に係る経費を甲に請求することができる。ただし、請求できる経費は給水設備の使用に係る電気使用料金に限るものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結日から1年間有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙両者から異論がない場合は、この協定と同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

吉野川市
吉野川市長

原井 敬



乙 徳島県吉野川市川島町棄村 625 番地

川島東土地改良区
理事長

三木尚
東土地改良区理事長

